

候補者名		記入者	
------	--	-----	--

1 基本事項の評価 (事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	満点
		1	2	3	4	5			
(1)	専門技術力 (経験年数、実績) 【様式4.5】 ・「公共施設等総合管理計画」または「公共施設等総合管理計画の個別施設計画」の策定 (改定及び基礎調査を含む) 業務の実績をどの程度有しているか。 ① 事業者の実績 【5件以上】10pt、【4件】8pt、【3件】6pt、【2件】4pt、【1件】2pt ② 業務責任者の実績 (総括責任者) 【5件以上】5pt、【4件】4pt、【3件】3pt、【2件】2pt、【1件】1pt、【0件】0pt ③ 業務担当者の実績 (担当者) 【5件以上】5pt、【4件】4pt、【3件】3pt、【2件】2pt、【1件】1pt、【0件】0pt 上記の合計ptにより採点する。 【5点】17~20pt、【4点】13~16pt、【3点】9~12pt、【2点】5~8pt、【1点】2~4pt	事務局採点					×4	0	20
(2)	実施体制 【様式6】 ・期間内に必要な業務遂行が十分に見込める体制になっているか。 統括責任者を含めた業務従事予定者の人数により採点する 【5点】10人以上、【4点】8人・9人、【3点】6人・7人 【2点】4人・5人、【1点】3人以下						×4	0	20
2 企画提案の評価		劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	満点
		1	2	3	4	5			
(1) 配置計画及びスケジュールについて【様式6】									
ア	配置計画及びスケジュール ・業務従事予定者が業務全体を適切に管理でき、緊急時や繁忙時期にも対応できる体制となっているか ・適切なスケジュールと実効性のある進行管理方法が提案されているか						×4	0	20
(2) 港区の公共施設マネジメントの特徴と課題について【様式7】									
ア	現状把握 ・港区及び他自治体の情報を十分収集できているか。 ・他自治体と比較した港区の公共施設に関する現状を理解しているか						×4	0	20
イ	課題設定 ・現状及び計画を踏まえた提案者の見解・課題認識は妥当か ・設定した課題は、時勢を捉えたものになっているか						×4	0	20
(3) 課題に対する対応策について【様式8】									
ア	対応策の立案 ・設定した課題に対して、効果的な対応策が提案されているか ・対応策は、課題の解決に向けて具体的に実現性がある提案になっているか						×4	0	20
イ	目標の具体性・実現性 ・第二期で達成すべき目標や目標達成までのプロセスは、わかりやすく具体的か ・目標や目標達成までのプロセスは、実現性がある提案になっているか						×4	0	20
(4) 計画構成イメージ及び追加内容について【様式9】									
ア	計画構成イメージの立案 ・区民が見ても理解しやすい計画構成になっているか ・現マネジメント計画について十分整理・分析がされており、仕様書5(2)で示している項目を効果的に取り入れているか						×4	0	20
イ	追加内容の具体性・妥当性 ・設定した課題や対応策が取り入れられた計画構成となっているか ・追加内容は具体的で、妥当性があるものになっているか						×4	0	20
3 見積額の評価 (事務局採点)		劣	←	普通	→	優	評価係数	点数	満点
		1	2	3	4	5			
(1)	見積価額 ・事業規模に対する見積額により採点 事業規模 (3,366万円) に対し、 【5点】80%未満、【4点】80%以上~85%未満、 【3点】85%以上~90%未満、【2点】90%以上~95%未満、 【1点】95%以上~100%	事務局採点					×4	0	20
第一次審査合計点								0	200

加点項目
 ア~オの各項目に該当する場合、事務局採点配点の合計の5% (小数点以下切上げ) を一次審査で加点します。
 ※事務局採点配点の満点 (60点) の5%は3点なので、委員一人当たり最大15点 (3点×5項目) 加点されます。

- ア 区内事業者優遇
区内事業者の場合に、事務局採点項目の配点 (満点) の合計5%を加点
- イ ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価
港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定、厚生労働省次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号) 第13条の認定又は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (平成27年法律第64号) 第9条若しくは第12条の認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点 (満点) の合計5%を加点
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点
- ウ 障害者雇用の評価
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある事業者、事務局採点項目の配点 (満点) の合計5%を加点
- エ 環境配慮に対する評価
ISO14001の認証等に参加している又はMINATO再エネ100電力利用事業者認定を受けている事業者、事務局採点項目の配点 (満点) の5%を加点
複数の認定を得ている場合はいずれかについて加点
- オ 災害協定活動に対する評価
区と災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、事務局採点項目の配点 (満点) の合計5%を加点

講評等 (ポイントとなった事項など)